

文部科学大臣

松本 洋平 殿

一般社団法人 国立大学協会

会 長 藤 井 輝 夫

令和9年度予算における国立大学関係予算の充実及び

税制改正等について(要望)

― わが国の将来を担う国立大学であるために ―

全ての都道府県に設置されている国立大学は、わが国の将来を創造する高度人材の育成と、先端的かつ幅広い研究の展開において、中心的役割を果たしています。わが国は、急速な少子高齢化と人口減少、エネルギーや原料価格の上昇や円安を背景とした物価高騰など、様々な課題に直面していますが、このような状況にある今こそ、その克服に向け、日本全体の知の総和を向上させることが重要です。それに資する国立大学への投資の大幅な拡充により、全国各地域の活性化に向けた拠点機能の強化と、国際競争力の飛躍的な増大が可能となります。

国立大学は、令和7年3月に「わが国の将来を担う国立大学の新たな将来像」を発表しました。これは、今までそれぞれで課題に取り組んできた全国の国立大学が連携・協働し、そのシナジー効果により、単独の大学では困難な教育研究の実現を目指すものです。それは、新たなイノベーションの創出を牽引するものでもあります。我々は、この「国立大学システム」を重層的に展開し、教育・研究・社会貢献の一層の機能強化を図ることを決意しています。

「国立大学システム」により、全国の国立大学は総体として機能することとなります。これにより人材育成機能の一層の強化が図られます。また、全国各地で、公立大学や自治体・産業界等との連携の核となり、地域社会の活性化を先導する役割が強化されます。これは、まさに日本成長戦略における17の戦略分野と8つの分野横断的課題、地域未来戦略における人材育成に資するものです。しかしながら、それらを実現するためには、予算、制度両面での更なる後押しが不可欠であることから、次の内容を要望します。

I 基盤的経費の拡充

国立大学が今後も国民の期待に応え、優秀な人材を輩出していくための未来への投資として、基盤的経費である運営費交付金の大幅な拡充を求めます。法人化以降、国立大学が直面してきた経済的危機は、令和7年度補正予算の措置、令和8年度予算の増額措置により、当面のところ対応できる見込みです。しかしながら、今後も物価高騰等が続くことが予想されている中、外部資金等の自己収入増などの経営努力を進めてもなお、経済的課題は解消されません。また、物価・人件費の上昇への対応のみならず、大学院生も含む若手研究者などの自由な発想に基づく研究や人材育成を行う上で必要となる基盤的な設備の整備も必要です。将来を創造する人材育成と高度で先端的な研究などの担うべき役割を果たしていくためにも、安定的な教育研究活動の基盤となる運営費交付金の大幅拡充を要望します。

併せて、国立大学がシステムとして機能するために必要となる連携・協働のための予算措置、また、この機能を補完する機能をもつ高等教育関係独立行政法人への支援拡充を要望します。

また、国立大学のキャンパスやその施設設備は、地域における人材育成拠点、産学連携のハブ、医療拠点や防災拠点の役割を果たしています。地域や産業界と連携・共創する拠点となるイノベーション・コモンズの実現に向けて、施設整備費補助金や施設設備の維持管理経費の拡充を求めます。特に、昨今の資材高騰等により増大する工事費、学内情報基盤や業務システムの整備費、老朽化した建物の解体費、LED 照明切替経費等への対応、併せて土地処分に係る制度見直しを求めます。施設整備費補助金の補正予算に依存した構造からの脱却と当初予算による計画的な支援を求めます。

国立大学附属病院については、それらが地域のリーディング・ホスピタルかつ地域医療の最後の砦であることを踏まえ、診療と教育・研究機能の維持向上を図るため、人件費を含むランニングコストと、基盤設備や医療機器、病院情報システムの更新等に向け、補正予算に限らない当初予算を含めた必要な財政支援や省庁の垣根を越えた財政措置を求めます。また、施設設備の国費による補助割合の見直し、借入金返済負担軽減等の措置に加え、老朽化した施設・設備を緊急的に改善するための支援を強く求めます。併せて、医師の働き方改革を実現するために必要な財政支援を要望します。

国立大学附属学校については、地域の学校のモデル校として、公立学校との人事交流を図りながら、地域全体の初等中等教育の質向上に貢献していますが、物価と人件費の上昇に苦慮しています。このため、公立学校と同等の財政支援が必要です。

加えて、わが国の研究振興の根幹を支える科学研究費助成事業等の競争的研究費の大幅な拡充をお願いいたします。

II 重点政策による支援強化

国立大学は、新たな知を創造し、社会にイノベーションをもたらす重要な存在である博士人材の育成拡大を目指しており、優秀な博士人材の輩出と活躍促進のため、博士学生を研究職として明確に位置付け、給与相当額を支払うことを可能にするような大学への各種財政支援の拡充等を要望します。また、博士号取得者の活躍の場を広げるため、産官学金の連携による支援の拡充もお願いいたします。加えて、授業料後払い制度の本格的な導入や修士課程学生に対する財政支援の一層の拡充も重

要です。

また、日本全体の研究力を底上げし、国立大学の知的基盤の多様性と層の厚さを一層強化するなど世界と伍する大学群を形成するため、国際卓越研究大学や J-PEAKS に加え、産業イノベーションを牽引する研究大学群の形成に向けた長期的で安定的な支援措置を求めます。また、地方国立大学の人材育成機能の強化を図る取組や地域連携の機能強化に対する財政支援は非常に重要です。

若手研究者や学生の海外派遣支援の拡充とともに、高度人材としての優秀な留学生の獲得によるキャンパスの多様化は、日本人学生にとっても研究力の向上や国際的視野の涵養に繋がり、わが国の国際競争力向上に大きく寄与するものです。このためにも、日本留学促進のためのネットワーク機能強化事業の積極的な国内情報発信を含めた支援拡大と日本語教育等の拠点に対する支援充実を要望します。

加えて、人口減少社会において、科学技術イノベーションを持続・活性化していくために多様な視点や発想を取り入れることが重要であり、女性研究者の更なる活躍促進への支援の拡充もお願いします。

さらに、研究力と国際競争力の強化のためには、国際的なジャーナルへのアクセスと論文投稿が必須ですが、ジャーナル購読料・掲載公開料が高騰しています。それに対応するため、国としての交渉体制の構築を求めます。加えて、研究費による掲載公開料の支援や大学等による効率的な包括契約を可能とするための支援、さらに、機関リポジトリの充実など論文のオープンアクセス化への継続的な支援を要望いたします。

Ⅲ 規制緩和等

各国立大学がその個性や強みを生かして教育・研究・社会貢献を展開するためには、規制緩和を含む各種の制度的・法的基盤の整備・充実が必要です。新しい社会課題に対して大学に求められるのは、時代に対応したフレキシブルでスピード感を持った高度人材の育成です。これを可能とするためにも、学部単位での定員管理から、より柔軟な大学単位での定員管理への変更を求めます。

それに加え、大学が設置基準上定められた施設を置く場合、直接設置・保有しなくても、他大学と連携した設置や地方自治体、民間施設との共同運用や代用も可能とする等の緩和を要望します。

また、国立大学が今後も質の高い高等教育を行うため、学生への経済支援の拡充と合わせて運営費交付金と同様に、物価変動を踏まえた授業料の在り方の検討を求めます。

続けて、一定金額以上の物品を購入する際に必要な政府調達の手続きは極めて煩雑であり、契約締結までに長期間を要することが現場の課題となっております。政府調達の柔軟な運用と手続きの簡素化に向けた早急な対応を要望します。

併せて、目的積立金の繰越については、毎事業年度文部科学省の承認が必要であり、各大学の計画的な予算の執行に支障が出ていることから、年度毎の承認の廃止等、より柔軟な繰越が可能となる仕組みの検討を要望します。

国立大学が外部資金、自己収入等の拡充や資産の効果的活用・運用により財源を多様化し、更なる経営効率化を実現することが必要である点は言を俟ちません。そ

れに向け、指定国立大学に限定される大学発ベンチャーへの出資や会社設立についての規制緩和、直接出資の手続きの簡素化、また、科学技術振興機構の寄託金制度等による国立大学の資金の共同運用についても強力に推し進めて頂くよう要望します。

なお、各大学で競争的研究費を獲得した際、所管省庁毎の手続等や実績報告書等様式の違いにより業務負担が生じているため、競争的研究費における各種事務手続き等や執行に係る統一ルールについてより実効性を持たせることを要望します。

関連して、文部科学省が予算措置する事業のうち、一部の事業において間接経費が措置されず、大学側に負担が生じていることから、これらの事業への間接経費の措置を要望いたします。

さらに、寄附された不動産の売却手続きや個人から寄附を受けた現物資産の換金・費消に関する規制等の緩和や、財産処分の際の手続き対象から、寄附により取得した財産を除外することについてもお願いするものです。

IV 税制改正

寄附税制については、個人寄附の更なる拡大を図るため、税額控除の対象について一層の緩和を行い、教育・研究活動全般（附属病院における教育・研究活動を含む）の支援へと拡大することをお願いいたします。

消費税については、高等教育の修学支援新制度における授業料等減免費交付金を、消費税法上の特定収入に該当しない取扱いとする改正を行うことを要望します。また、国立大学附属病院を含む医療機関は、診療報酬が非課税のため、医薬品等の仕入れにかかる消費税の徴収が認められず、実質的に損税負担が発生していることから、消費税の仕入税額控除の制度的見直しを行うことを要望いたします。

所得税については、育児をしながら働く研究者支援の一環として、子供を帯同した出張旅費や臨時的な託児料の所得税の課税対象から除外する措置を要望します。

法人税については、企業による社員の主体的なキャリア形成支援を一層推進するため、リカレント・リスクリング教育投資に特化した新たな税制優遇措置の創設も要望いたします。

また、産学連携をさらに促進するため、研究開発税制などにおける税額控除、損金算入の対象等について、民間企業等から短期のみならず、建物等の長期的な投資も喚起されるよう、一層の緩和をお願いいたします。

要 望 事 項 一 覧

I 基盤的経費の拡充

- 1 近年の物価・人件費の上昇等を踏まえた国立大学法人運営費交付金の大幅拡充
- 2 効果的・効率的な連携・協働のための国立大学システムへの予算措置
- 3 国立大学施設整備費補助金及び施設設備の維持管理に必要な経費の拡充
- 4 国立大学附属病院の機能維持向上を図るための省庁を越えた確実な財政措置
- 5 国立大学附属学校に対する物価・人件費の上昇等を踏まえた学校教育の機能強化を図るための財政措置
- 6 科学研究費助成事業をはじめとした競争的研究費の大幅拡充

II 重点政策による支援強化

- 1 優秀な博士人材輩出と活躍促進のための大学院生への財政支援拡充及び産官学金連携による博士人材活躍の場の拡充、授業料後払い制度の本格的導入の検討
- 2 国立大学の知的基盤の多様性と層の厚さを一層強化するための産業イノベーションを牽引する研究大学群形成等に向けた支援、及び地方の人材活躍機会を拡張する役割を果たす地方国立大学への支援
- 3 若手研究者及び学生の海外派遣支援の拡充及び優秀な留学生獲得によるキャンパスの多様化のための日本留学促進ネットワーク機能の強化、並びに日本語教育拠点等に対する支援拡大、女性研究者の更なる活躍促進への支援の拡充
- 4 国際的なジャーナルのアクセス及び論文発表機会確保のため、掲載公開料の継続的支援や大学の包括契約への支援などオープンアクセス化への継続的な支援

III 規制緩和等

- 1 より柔軟な大学単位での定員管理への変更や大学の施設設置要件の緩和
- 2 持続可能で質の高い高等教育のための授業料の在り方検討と経済支援の拡充
- 3 政府調達 of 柔軟な運用と手続きの簡素化や柔軟な資金の繰越制度の検討
- 4 指定国立大学に限定される出資等規制緩和の全国化、科学技術振興機構の寄託金制度等による資金の共同運用の早期実施
- 5 競争的研究費の手続きや執行等に係る統一ルールの実効化と、間接経費の予算措置がない事業に対する間接経費の措置
- 6 寄附された不動産の売却手続きや個人から寄附を受けた現物資産の換金・費消に関する規制等の緩和、その他経営効率化に必要な規制緩和の速やかな実現

IV 税制改正

- 1 個人寄附金に係る税額控除の対象を教育・研究活動（附属病院における教育・研究活動を含む）全般への支援拡大
- 2 修学支援新制度や附属病院の医薬品等仕入れに係る消費税の取扱い見直し
- 3 育児をしながら働く研究者支援のための所得税や教育投資に特化した企業に対する新たな法人税の優遇措置の創設
- 4 産学連携促進のための研究開発税制などの税額控除、損金算入等の更なる拡充